

【一般社団法人品質工学会/規程】規 0001 号

定款運用細則

主管 総務部会

制定 2016年9月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人品質工学会（以下「この法人」という。）定款第47条(細則への委任)の規定により、この法人の運営のために必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(入会金) …………… 定款第7条第1,2項

第2条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 2,000 円
- (2) 学生会員 金 1,000 円
- (3) 賛助会員 無料

(会費) …………… 定款第8条

第3条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 10,000 円/年（海外居住会員は円建てで年額 12,000 円）
- (2) 学生会員 金 3,000 円/年
- (3) 賛助会員 1口 150,000 円/年（1口以上）

2. 会員は、前項の会費を事業年度開始の前日である3月末日までに納入しなければならない。

3. 事業年度の途中で入会した場合は、当該年度の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 4月から9月までに入会した場合 年額の 100%
- (2) 10月から3月までに入会した場合 年額の 50%

(会員の特典)

第4条 会員は、この法人が刊行する学会誌等の配布およびイベント等の参加費の割引を受けることができる。

2. 賛助会員は、口数に応じて、次の特典を受けることができる。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 学会誌 | 2冊 |
| (2) 発表大会参加 | 1名 |
| (3) 発表大会予稿集 | 1冊 |
| (4) 講演会等の割引 | 1名 |

(支援会員)

第5条 1年間に1口1万円、1口以上の寄付を行った個人に、1事業年度を限度に、支援会員の称号を授与する。

2. 支援会員の称号は、会員又は会員以外の者の善意に敬意を表するものであり、前条に定める会員の特典等は、支援会員はこれを有しない。

(名誉会員の推薦) …………… 定款第7条第3項

第6条 名誉会員は、会員の発意を検討の上、会長が判断し推薦する。その基準については別途定める。

第3章 代議員

(代議員の選出) …………… 定款第6条第4項

第7条 代議員を選出する方法は、正会員および名誉会員による選挙制度とする。

2. 選挙管理委員会の設置と活動を含む選挙制度の詳細については、2017年度の総会をめぐりてに規程として制定することとする。

第4章 役員

(役員を選出) …………… 定款第23条第3項

第8条 役員(理事および監事)候補は、会長および会長の指名者で構成される推薦委員会を選定し、信任投票等により総会で選任決議を受けることとする。

2. 信任投票等の詳細については、2017年度の総会をめぐりてに規程として制定することとする。

第5章 業務執行組織と主要な会議体

(執行組織体)

第9条 本学会を円滑に運営し、目的に向けた活動を実施するため、会長の下に3つの統括部を核とする下記の部会/委員会を設置する。

2. 会長直轄組織

- (1) 総務部会 …… 3 統括機能をはじめとする学会活動全般のサポートおよび管理
- (2) 田口賞審査委員会

- (3) 日本規格協会理事長賞選定委員会
- (4) 法人化準備委員会 (～2016年10月)
- 3. 運営統括部……事業、出版、審査、広報の4部会で学会運営に関わる活動の実施
 - (1) 事業部会 (セミナー企画委員会、経営研究委員会、新規事業委員会)
 - (2) 出版部会 (編集委員会)
 - (3) 審査部会
 - (4) 広報部会 (インターネット委員会)
- 4. 組織統括部……企業、地方、学校の3委員会から構成し、3委員会が連携を取りながら、各領域における会員サービス向上及び会員数拡大のための方策の企画、実行
 - (1) 企業委員会
 - (2) 地方委員会
 - (3) 学校委員会
- 5. 技術統括部……品質工学の研究及び発表大会に関する企画立案と運営
 - (1) 技術委員会 (MTシステム研究委員会、設計評価委員会、規格委員会)
 - (2) 研究発表大会実行委員会
 - (3) 企画委員会 (技術戦略研究発表大会)
- 6. その他
 - (1) 名誉会員の会……会長に対するアドバイスや意見具申
 - (2) 相談役……同上

(主要会議体)

第10条 定款に定められた総会、理事会の他に、以下の会議体を常設する。

- (1) 部会長会議……事業計画の具体的企画、運営に関する議論、情報共有を行う。(毎月開催)
- (2) 諮問会議……組織的課題(中長期的課題)を重点に方針を論議する。(隔月開催)

第6章 運用管理

(疑義の解釈)

第11条 本規程の解釈、運用に疑義が生じた場合は、法令、規約(定款)および諸規程に別段の定めある場合を除き、執行組織責任者が総務部会と協議のうえ、解釈を決定/運用する。

- 2. 上記の疑義による解釈の見直しがあった場合、その顛末を理事会または部会長会議に報告する。

(改廃)

第12条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第2条に規定する会費の金額の変更については、社員総会の承認がなければその効力を有しない。

付則

1. 本規程は、2016年9月22日より施行する。

改定記録

- ◇ 2016年9月22日 理事会の承認により制定。